|  |  |
| --- | --- |
| 受験  番号 | （大学記入） |

**【様式６】**

**「授業料後払い制度」希望申請書**

授業料後払い制度の利用を希望するため、下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 出願先研究科 |  |
| 出身大学 |  |
| 学部・学科・専攻 |  |
| 学籍番号（本学出身者のみ） |  |
| JASSO奨学生番号（給付） |  |

次ページを確認の上、以下の各項目にチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １．本制度の対象となる条件を理解しています。 |  |
| ２．入学金、教育充実費、同窓会費は本制度の対象外であることを理解しています。 |  |
| ３．本制度は大学院修了（退学した場合は退学）後に返還が必要な制度であることを理解しています。 |  |
| ４．修了後の返還総額は、後払い制度対象の授業料＋保証料相当額（※）であることを  理解しています。　（※）機関保証の利用が必要。 |  |
| ５．本制度を希望する場合でも、入学手続時に第一学期の授業料納入が必要であることを理解しています。 |  |
| ６．本制度を利用した場合、第一種奨学金及び東京経済大学大学院奨学金を受給できないことを理解しています。 |  |
| ７．本制度について、今後変更が生じる可能性があることを理解しています。 |  |

「授業料後払い制度」（修士課程のみ）を希望される方へ

2024年度から国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」が創設されました。本制度の利用を希望される方は以下をご確認の上、大学院入試出願時にお手続きください。

※「授業料後払い制度」とは

大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みです。

１．授業料後払い制度の概要（2025年3月現在）

　・日本学生支援機構　第一種奨学金（無利子の貸与奨学金）の一形態です。

　・授業料支援金（授業料相当額）は、日本学生支援機構から本人に支払われます。

　・本制度利用者は、卒業後の所得に応じて、日本学生支援機構（以下JASSO）に貸与額を返還することとなります。

　・貸与額（返還が必要な額）には、保証料相当額が加算されます。

　・本制度を利用した場合、第一種奨学金を利用することはできません。ただし、別途「生活費奨学金」（月2万円、4万円から選択）の申請をすることができます。

　・第一種奨学金と同様に、優れた業績による貸与奨学金返還免除制度があります。

２．2026年4月入学予定の対象者

2026年4月に本学大学院修士課程に進学予定で、以下の条件をすべて満たす方は本制度の利用対象と

なります。

・JASSOの修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。

・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

３．入学時の授業料納入（2026年度第一学期分）

・本制度利用希望者であっても、入学手続時には第一学期分の授業料の納入が必要です。なお、本制度に採用された場合、既に納入した授業料も、支援の対象とする場合があります。

４．注意事項

・入学金、教育充実費、同窓会費は、本制度の対象でないため、後払い対象とはなりません。

・入学前の申請及びJASSOへの正式な申込が必須です。

・本制度を利用する場合、「東京経済大学大学院奨学金」を受給することはできません。

・本制度について、変更が生じる場合があります。

以　上

問い合わせ先：東京経済大学研究課

E-mail 　 　 kyomu@s.tku.ac.jp